審議案件に関する概要

令和８年６月 17 日第１部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届 出 日	令和７年 12 月 23 日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　所
イオン北海道株式会社 　代表取締役　青柳　英樹 株式会社茎津綜業 　代表取締役　小原　慎司	札幌市白石区本通二十一丁目南１番 10 号 千歳市上長都 1039 番地 24

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		千歳武道館前ショッピングセンター 千歳市北信濃 590 番１　ほか （新住所：千歳市あずさ６丁目予定　※番地未定）
(2)小売業者名、代表者名及び住所		イオン北海道株式会社　代表取締役　青柳　英樹 　札幌市白石区本通二十一丁目南１番 10 号 株式会社大創産業　代表取締役　矢野　靖二 　広島県広島市西条吉行東一丁目４番 14 号 株式会社エコノス　代表取締役　長谷川　勝也 　札幌市白石区北郷四条十三丁目３番 25 号
(3)新設日		令和８年８月 24 日
(4)店舗面積の合計		4,492 ㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	228 台
	駐輪場の収容台数	49 台
	荷さばき施設の面積	160 ㎡
	廃棄物保管施設の容量	40 ㎥
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前７時 00 分～午後９時 45 分
	駐車場の利用時間帯	午前６時 30 分～午後 10 時 00 分
	駐車場の出入口数	４箇所
	荷さばき時間帯	午前６時 00 分～午後 10 時 00 分

３．審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数　228 台　≧　228 台
	従業員駐車場等の整備	16 台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	49 台

<table>
<tr><td></td><td>来客車両等の入出庫方法</td><td colspan="4">平面自走式、オペレーター無し</td></tr>
<tr><td></td><td>搬入車両等の誘導</td><td colspan="4">・荷さばき施設①②(イオン北海道)は６ｔ車で処理能力４台／時に対し３台（６ｔ車１台、４ｔ車２台）の搬入、荷さばき施設③(大創産業)は４ｔ車で処理能力３台／時に対し１台の搬入、荷さばき施設④(エコノス)は４ｔ 車で処理能力３台／時に対し１台の搬入であり、十分な規模と考えます。
・荷さばき待ちの車両が発生しないよう車両の計画的運用及び商品配送センターの活用をします。
・交通事情等により商品搬入車両や廃棄物収集が重複した場合は、駐車場内に待機させることで交通障害を起こさないよう配慮します。</td></tr>
<tr><td></td><td>歩行者の安全対策</td><td colspan="4">・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。
・各出入口に「一旦停止」「歩行者注意」等の注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮します。</td></tr>
<tr><td></td><td>交通整理員の配置</td><td colspan="4">・売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努めます。
・配置場所は、時間帯、混雑状況に応じて臨機応変に対応します。
・必要に応じて増員します。(繁忙日に４名配置想定)</td></tr>
<tr><td></td><td>除排雪による堆積方法</td><td colspan="4">・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 以上で出動し、店舗が開店する時間までに終了させます。
・降雪状況に応じて適宜排出し、来客駐車台数を確保します。
・公道に堆積された雪及び場内の一時堆積スペースで、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生することがないよう、その排雪も十分に努めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">(2)騒音発生への配慮</td><td rowspan="6">昼間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果</td><td>予測地点</td><td>環境基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td>1</td><td>55dB</td><td>52dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>55dB</td><td>54dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>55dB</td><td>48dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>4</td><td>55dB</td><td>43dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>5</td><td>55dB</td><td>48dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="5">夜間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果</td><td>予測地点</td><td>環境基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td>1</td><td>45dB</td><td>41dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>45dB</td><td>42dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>45dB</td><td>36dB</td><td>○</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>4</td><td>45dB</td><td>34dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>5</td><td>45dB</td><td>41dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="8">夜間の音源毎騒音ﾚﾍﾞﾙ最大値の予測結果</td><td>予測地点</td><td>音源の種類</td><td>規制基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td></td><td>Ａ１</td><td>冷凍機①
排気①</td><td>40dB</td><td>52dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>ａ２</td><td>排気②</td><td>40dB</td><td>34dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>ａ３</td><td>排気③</td><td>40dB</td><td>34dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>Ａ４</td><td>冷凍機②
排気④⑤</td><td>40dB</td><td>69dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>ａ５</td><td>排気⑨</td><td>40dB</td><td>38dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>ａ６</td><td>排気⑫</td><td>40dB</td><td>34dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">評価◎：敷地境界で規制基準を満足、○：住居壁際で記載基準を満足</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">騒音問題の一般的対策</td><td colspan="4">・店舗スタッフや取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導します。
・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。
・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前６時まで）は行いません。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">荷さばき作業等の対策</td><td colspan="4">・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮します。
・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">付帯設備・施設等の対策</td><td colspan="4">室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮します。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">青少年等の蝟集等の対策</td><td colspan="4">閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">その他の対応方策</td><td colspan="4">・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じます。
・住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図ります。</td></tr>
<tr><td>(3)廃棄物等への配慮</td><td colspan="2">指針容量の整備</td><td colspan="4">指針容量 21 ㎥　≦　設置容量 40 ㎥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">保管場所の位置、構造等</td><td colspan="4">・廃棄物保管施設は室内に設置しますので、廃棄物が飛散することはありません。
・設置容量は、指針による容量を充分上回っており、保管場所から廃棄物が溢れることはありません。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">運搬・処理対策</td><td colspan="4">・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。
・法や条例に基づき分別した一般廃棄物と産業廃棄物に収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可事業者に委託します。</td></tr>
</table>

	減量化、リサイクル等	事業活動で発生したごみは、一般廃棄物と産業廃棄物の区別、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めます。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ庫には冷蔵設備を施し、毎日回収を実施し、悪臭の軽減に努めます。 ・厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に設置しますので、調理臭の影響は小さいと考えます。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講じます。
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないよう、照明は駐車場敷地内を照らし、営業時間終了後に消灯し、周辺への影響に配慮します。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。
(5)防災対策への配慮		地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠をして、防犯を図ります。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮します。 ・所轄警察署との連携を図って、管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	千歳警察署交通第一課、道警察本部交通部交通規制課において、計画概要を説明し、協議済み。指摘事項については対応済み。
	地元市町村	千歳市産業振興部商業労働課、同市市民環境部環境課、同市市民環境部環境センター廃棄物管理課、同市企画部まちづくり推進課、同市教育委員会学校教育課、千歳市末広小学校において、計画概要を説明し、協議済み。
	道路管理者	・千歳市建設部道路管理課 道路法第 24 条に基づく承認申請を行うよう指示があり、別途対応する旨を説明し、了承済み。
	その他関係機関	―

４．市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

５．道（石狩振興局連絡調整会議）の意見

意見を述べる必要がないものと考える。

※法第６条第２項、法附則第５条第１項の届出は、これを準用すること。